

# 地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 3 年 7 月  
総務省自治税務局

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号。以下「令和 3 年改正法」という。）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 107 号。以下「令和 3 年改正令」という。）の施行に伴い、法人住民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税に係る様式、記載要領等についての所要の整備を行うもの。

## 2 主な改正の内容

- （1）付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制の改組に伴い、国税の改正等を踏まえ、所要の措置を講ずる。
- （2）認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例措置の創設に伴い、国税の改正を踏まえ、所要の措置を講ずる。
- （3）地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）第 9 条の規定により地方法人特別税が廃止されたことに伴い、所要の措置を講ずる。
- （4）その他、令和 3 年改正法及び令和 3 年改正令の施行並びに国税の様式改正に伴う所要の措置を講ずる。

## 3 施行期日

原則として、公布の日から施行する。